

大阪 あーかいぶず

目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第五回内国勸業博覧会と大阪..... | 1 頁 |
| 明治期の教科書 - 所蔵資料案内記 - | 5 頁 |
| 昭和 20 年代の行政文書の紹介 (その 1) | 7 頁 |
| 平成 15 年度企画展、歴史資料講座のお知らせ..... | 8 頁 |

第 32 号 平成 15 年 9 月

大阪府公文書館発行

第五回内国勸業博覧会と大阪

高倉史人

はじめに

第五回内国勸業博覧会が明治 36 年(1903) 3 月 1 日から 7 月 31 日にかけて大阪で開催されてから、今年で 100 年になるのを契機に、本稿では、第五回内国勸業博覧会と当時の大阪の状況について述べることにする。

内国勸業博覧会とは

明治政府は殖産興業政策の一環として、しばしば海外の万国博覧会に参加し、国内では博覧会や共進会を開催した。その内、五回にわたって開かれ、国内産業の発展や貿易の促進に大きな影響を及ぼした博覧会が内国勸業博覧会である。



正門前の光景 (『風俗画報臨時増刊 第五回内国勸業博覧会図会下編』東陽堂支店、明治 36 年)

第 1 回は、明治 10 年（1877）に東京の上野公園で開催された。これは、明治 6 年（1873）のウィーン万国博覧会参加の経験に基づき、国内産業・貿易の発達のために博覧会の必要性を感じた明治政府が、12 万円余を費やして開催したものである。会期は 102 日間（8 月 21 日～11 月 30 日）、出品数 8 万 4 千点余で、鉱業・冶金術、製造物、美術、機械、農業、園芸の 6 部に分けて陳列され、来観者は 45 万人余に及んだ。

ついで明治 14 年（1881）に、第 2 回が同じ上野公園で 122 日間（3 月 1 日～6 月 30 日）開かれた。経費は 27 万円余で、出品数 33 万 1 千点余、来観者 82 万 2 千人余となり、その規模は第 1 回に比べると大幅に拡大した。

第 3 回も上野公園で、明治 23 年（1890）に開催された。経費は 56 万円余で、会期は 122 日間（4 月 1 日～7 月 31 日）、出品数 16 万 7 千点余で、工業、美術、農業山林・園芸、水産、教育・学芸、鉱業・冶金、機械の 7 部に分けて陳列され、来観者は 102 万 3 千人余に及んだ。

このように、第 1 回から第 3 回までは、東京の上野公園で開催されたが、第 4 回は、東京から離れて京都市の岡崎町で、明治 28 年（1895）に開かれた。経費は 44 万円余で、会期は 122 日間（4 月 1 日～7 月 31 日）、出品数 16 万 9 千点余で、前回と同様の 7 部に分けて陳列され、来観者は 113 万 6 千人余であった。

そして、第 5 回が大阪で、第 1 会場の天王寺今宮、第 2 会場の堺の大浜に分かれて明治 36 年（1903）に、会期 153 日間にわたって開催されたのである。

それでは、次に、第五回内国勸業博覧会の開催が東京との熾烈な誘致合戦の末に大阪に決定されるまでの経過について述べる。

第五回内国勸業博覧会の大阪開催が決まるまで - 大阪か東京か -

日清戦争後、日本は戦勝景気を迎えたが、長続きせず、明治 29 年（1896）には、早くもその反動で不景気となり、続いて金融恐慌にも襲わ

れた。

大阪も不景気であったために、財界は、大阪に内国勸業博覧会を誘致することでその状況を打破しようとした。まず、明治 30 年（1897）2 月に、堺商業会議所会頭藤本荘太郎から農商務大臣、貴衆両院議長宛に「第五回内国勸業博覧会開設二関スル建議（請願）書」が提出された。また、明治 31 年（1898）12 月 12 日に大阪商業会議所土居通夫会頭から貴衆両院議長宛に、「明治参拾五年ヲ以テ内国勸業博覧会ヲ大阪ニ開催センコトヲ希望スル請願書」が出された。明治 32 年（1899）の初めには、大阪商業会議所を中心に第五回内国勸業博覧会誘致期成同盟会が結成された。大阪市会でも同年 2 月 6 日に第五回内国勸業博覧会を大阪市に開設するよう請願する建議が可決され、2 月 16 日に貴族院議長宛に「第五回内国勸業博覧会ヲ大阪ニ開クノ請願」が出され誘致運動を行った。なお、大阪府会が請願を行ったかどうかについての記録は現時点で見出し得ていない。

これらの請願を受けて、明治 32 年（1899）2 月 20 日には、第十三回帝国議会の衆議院本会議において、「第五回内国勸業博覧会ヲ大阪ニ開設スルノ建議案」（藤金作議員他 11 名提出）が提出された。内容は、大阪が「我カ帝国ノ中央二位シ商工業ノ枢区ニシテ水陸交運ノ便亦最モ大ナリ即チ勸業ノ目的ヲ達スルニ於テ最モ適当ノ地」であるから、「開設地ヲ大阪ト定メ速ニ之ニ関シ適宜ノ施設ヲ為サムコトヲ望ム」となっていた。

また、すでに誘致運動を行っていた東京市の請願を受けた「第五回内国勸業博覧会開設ヲ東京ニ設置スルノ建議案」（星亨議員他 13 名提出）も提出された。内容は、農業美術工芸等の発達進歩を促すために、明治 35 年（1902）に第五回内国勸業博覧会の東京市開催を望むということであった。

つづいて、大阪、東京の建議案の審議に入った。まず、大阪の建議案の提案理由として、中村栄助議員は、大阪が商工業や内外物産の集散等の中心地でアメリカのシカゴのような地であること、関

東と関西を比較して、外国貿易の輸出入高や明治28年(1895)の第四回内国勸業博覧会の出品・出品者数などが関東より関西が上回っていることをあげている。さらに、中村は、第四回内国勸業博覧会開催前の明治25年(1892)8月に、政府から大阪府知事と京都府知事宛に第五回内国勸業博覧会を大阪に開催するという内示の文書があったことも示した。

これに対して、東京の建議案を支持した市島謙吉議員は、東京が日本全国で一番人が集まる場所であること、全国の人々は東京なら種々の用をかねて来るが、博覧会のためにわざわざ大阪まで足を伸ばすにはきわめて不便であること、出品の審査会に関係する役人が往復するのに大阪では不便であることなどを示した。

このような本会議での応酬の後に、大阪と東京の建議案は委員会でも審議が行われ、遂に、明治32年(1899)3月1日の衆議院本会議で大阪の建議案が可決された。一方、同年3月7日の貴族院本会議では大阪市と東京市の請願が共に可決され、その後内閣総理大臣に送られた。

請願や建議は、内閣総理大臣 農商務省の調査検討 農商務大臣の申請 閣議の順に審議が進められ、同年4月19日に「開催地ハ第四回内国勸業博覧会開設ノ際三府輪環開設ノ閣議決定アリ今日ニ遵由ノ要ナキモ次回博覧会ヲ大阪ニ開クハ其当ヲ得タリトス」と閣議決定された。そして、翌33年(1900)5月15日の勅令176号によって、第五回内国勸業博覧会は、明治36年(1903)3月1日から7月31日まで、大阪市南区天王寺今宮で開催されることが正式に決まったのである。なお、明治33年(1900)6月2日には勅令256号によって、第五回内国勸業博覧会事務局制が出され、事務局総裁・閑院宮載仁(ことひと)親王、副総裁・農商務大臣平田東助、審査総長・枢密顧問官大鳥圭介、事務官長・農商務総務長官安廣伴一郎が就任した。

それでは次に、このように大阪開催が決定した第五回内国勸業博覧会に関して、大阪府の対応について述べる。

大阪府の対応

第五回内国勸業博覧会については明治33年(1900)11月17日開会の通常大阪府会においてとりあげられた。

まず、菊池侃二(かんじ)知事は、議案説明の中で、第五回内国勸業博覧会において「相当ノ出品設備ヲナシー(ひとつ)ハ大阪ノ公益ヲ進メ(ひとつ)ハ大阪ノ面目ヲ遂ケルト云フコトニ注意ヲセネハナラヌト思ヒマス」とし、さらに「此機会ニ於テ我府内ノ事柄ヲ公ニスルハ勿論尚農業テアレ工業テアレ商業テアレ得ラルル丈ケノ利益ヲ掴ミ取ニスルト云フ覚悟テナケレハ此ノ博覧会ヲ設置セラルル宿主ナル大阪府ノ面目トシテ済マナイ事柄テアラウト思ヒマス」と述べ、議会に対し、開催地の面目にかけて博覧会に臨む並々ならぬ意気込みを示している。

そして、第五回内国勸業博覧会に対し、大阪府の出品・設備等に関する事項調査のために府会議員の中から臨時勸業委員6名を設置することとし、その人件費や事務費などの予算として計21,692円9銭9厘(「第五回内国勸業博覧会出品及設備費」・明治33年～36年度継続支出)が可決された。

また、翌明治34年(1901)と35年(1902)の通常大阪府会では、第五回内国勸業博覧会に対する経営・施設の諸費(「第五回内国勸業博覧会費」として、人件費、陳列装飾費、雑費などの予算として、34年度246円、35年度15,149円80銭、36年度9,971円65銭)が可決された。

この他に、大阪府は、明治35年(1902)通常大阪府会において、36年度予算で、博覧会開催に関わる関係で、大阪府教育会、衛生会、水産会等への補助金の増額も決定した。例えば、大阪府教育会に対しては、前年1,500円であったものが2,800円へと増額した。大阪府教育会は、これによって、様々な教育上の有益な展覧を行うと共に、休憩場を設けて他地方からの参観者の便宜をはかった。

このように、大阪府は、第五回内国勸業博覧会の開催を成功に導くために、出品、設備費、運営関係経費、関係団体への補助金等、開催にかかる予算面の態勢を整えたのである。それでは、次に博覧会の内容について述べる。

博覧会の内容

第五回内国勸業博覧会は、明治 36 年（1903）3 月 1 日より 7 月 31 日までの 5 ヶ月という長期にわたって開かれた。第 1 会場の天王寺今宮と第 2 会場の堺の大浜（水族館）とは、阪堺鉄道によって結ばれた。なお、第 1 会場の敷地は約 33 万平方メートルであった。

今回の博覧会は、出品数 27 万 6 千点余で、第 1 部農業・園芸（農業館）、第 2 部林業（林業館）、第 3 部水産（水産館）、第 4 部採鉱・冶金（工業館）、第 5 部化学工業（工業館）、第 6 部染織工業（工業館）、第 7 部製作工業（工業館）、第 8 部機械（機械館）、第 9 部教育・学術・衛生・経済（教育館）、第 10 部美術・美術工芸（美術館）の 10 部となっており、館内は各府県などに分けて陳列された。また、国内の各府県からだけでなく、米・英・仏・独など海外 18 カ国が参加し、自動車・カメラ・タイプライターなど近代科学技術の粋が出品され、連日多数の観覧者でにぎわった。来観者は 530 万 5 千人余を数え、経費 106 万円余であり、最大規模の博覧会となった。

このように、多数の観覧者が訪れたのは、会場内の 20 棟にのぼる陳列館に農林水産・商工業・教育美術など内外の絶品が展示されただけでなく、七色の照明、ウォーターシュート、それに夜にはイルミネーションが点灯され、会場を非常に華やかなものとしたことが大きく寄与している。また、アイスクリームの即売も人気をよんだ。

博覧会の影響

第五回内国勸業博覧会は、出品点数、来観者数などでそれまでの内国勸業博覧会を大きく上回って成功裏に終わった。また、博覧会は交通の発達も促した。例えば、明治 36 年（1903）1 月

に大阪巡航合資会社が設立され、市中の堀川を巡航船が走りだし観覧者の足となっていた。市電もこれを契機として敷設され、明治 36 年（1903）9 月に西区花園橋から築港までの間、約 5 キロが開通した。さらに、博覧会に大阪ではじめて自動車が出品されたが、それに注目した業者は、間もなく乗合自動車を市内に走らせたのである。

おわりに

以上述べたように、第五回内国勸業博覧会は、大阪の政・財界の強力な誘致運動によって大阪開催が実現した。博覧会は、いままでの内国勸業博覧会と比べて、出品数、来観者、経費など大規模で、また華やかなものになった。なお、会場の跡地については、日露戦争に際して陸軍用地となり、病院や捕虜収容所などに利用されたが、東半分は明治 42 年（1909）に天王寺公園となった。西半分は歓楽街にかわり、天王寺かいわいが画期的に発展することになったのである。

【参考文献】

- ・『明治大正大阪市史』（大阪市、昭和 9 年）
- ・『大阪百年史』（大阪府、昭和 43 年）
- ・『新修大阪市史』第 6 巻（大阪市、平成 6 年）
- ・『公文類聚』第 23 編 巻 31 産業門 3（国立公文書館、明治 32 年）
- ・『大阪商工会議所百年史』（大阪商工会議所、昭和 54 年）
- ・『堺商工会議所百年史』（堺商工会議所、昭和 57 年）
- ・『大阪府会議事録』（明治 33 年～35 年）
- ・『大阪府会史』第 2 編（大阪府内務部、明治 43 年）
- ・『大阪市会史』4（大阪市役所、明治 45 年）
- ・『帝国議会 衆議院議事速記録 15』（東京大学出版会、昭和 55 年）
- ・『風俗画報臨時増刊 第五回内国勸業博覧会 図会下編』（東陽堂支店、明治 36 年）
- ・『大阪と博覧会』（第五回内国勸業博覧会協賛会、明治 35 年）

明治期の教科書 所蔵資料案内記

松田ゆかり

大阪府公文書館では、明治元年（1868）から明治32年（1899）に発行された教科書を約140点所蔵している。これらは、もともと『大阪府教育百年史』編纂時に大阪府教育百年史編集室が収集した資料の一部で、その後大阪府史編集室、大阪府立中之島図書館へと引き継がれ、平成4年（1992）に当館が保存することになった。本稿では、当館が保存している明治時代の教科書について、当時の教育制度の変遷を追いながら、紹介していくこととする。

明治5年（1872）8月、「学制」が公布された。近代教育の基本理念が示され、欧米の制度にならぬ日本の近代学校制度が始まった。小学（下等小学4年・上等小学4年の8年制）、中学（下等中学3年・上等中学3年の6年制）、大学の3段階とし、小学校は、すべての国民が就学すべきと定められた。

翌9月に文部省は「小学教則」を公布し、小学校における具体的な教育内容を提示するとともに、使用すべき教科書の標準的なものを指定した。文部省が指定した教科書は、そのほとんどが欧米の教科書を翻訳したものや、当時の西洋文化を摂取する文明開化に指導的な役割を果たした啓蒙家の著書や訳書であった。また、当時文部省自らも模範とすべき教科書を編集、出版してその普及をはかったが、民間でも教科書を自由に編集、出版することができ、小学校でも教科書は自由に採択して使用することができた。大阪府も教科書を独自に編集して版權を所有し、文部省蔵版書目の翻刻許可を得て出版会社に依頼し、教科書を発行したこともあった。

この時期の教科書として、『大阪府学校用苗字尽/大阪府学務課蔵版』（明治6年）、『筆算摘要 巻一/神津道太郎訳』（明治8年）、『地理初歩 改正/師範学校編』（明治9年）、『博物図教授法/松山半山註解』（明治10年）、『大阪府学校用日本略史 下巻/師範学校編』（明治10年）などを所蔵している。



『筆算摘要 巻一』米人ロビンソンの書を翻訳した体系的な筆算書。

明治10年代になると明治維新からの文明開化、洋風尊重の思想から脱して、伝統的な国風が尊重されるようになり、儒教主義を基本とする皇国思想への転換がはかれるようになった。

明治12年（1879）8月、明治天皇から「教学聖旨」が内務卿や文部卿に教育意見として内示された。「教学聖旨」は「教学大旨」と「小学条目二件」の2つからなっており、「教学大旨」には、わが国の教育の根本精神は仁義忠孝を明らかにするのが本旨であると述べられている。同年9月には、「学制」が当時の社会実情に適合しない点が多いため廃止され、新たに「教育令」が公布された。「教育令」は、「学制」の画一的な中央集権制を改めて、教育の権限を大幅に地方に委ねる方針をとった。学校の設立や就学義務の強制をゆるめて地方の自由にまかせたため、府県によっては小学校を廃校にするものも出てきた。このため、「学制」によって高めてきた学校の設置や就学を低下させるという非難も受け、あまりにも自由放任であるとして、当時この教育令は“自由教育令”とも呼ばれた。そこで、明治13年（1880）12月に「教育令」の改正が行われ、府知事、県令の権限を強め、また、文部省の行政力を強めて中央統轄の方策を立て、学校の設立や就学について力点がおかれた。

この「改正教育令」に基づいて、明治14年（1881）5月に「小学校教則綱領」が公布され、小学校（初等科3年・中等科3年・高等科2年）は3つの学年段階をもとにした科目編成と教授内

容を規定した。このとき、仁義忠孝が教育の根本精神であることをあらわすため、小学校の学科のはじめに修身がおかれた。また、「小学校教則綱領」の公布とともに教科書の開申（届出）制度が実施され、明治 16 年（1883）7 月には、文部省の認可を得なければ使用できないことになった。

この時期の教科書としては、『修身児訓 卷之一/龜谷行編』（明治 13 年）、『小学修身書 三/木戸麟編』（明治 16 年）、『小学中等読本 卷之二/木澤成肅編』（明治 14 年）、『小学地誌 卷一/南摩綱紀編』（明治 14 年）などを所蔵している。



『修身児訓 卷之一』嘉言を東西の古典等から集録、徳目により分類したもの。

明治 19 年（1886）3 月「帝国大学令」、翌 4 月に「師範学校令」「小学校令」「中学校令」が公布された。「学制」と「教育令」は学校体系全般についての規定であったが、明治 19 年のこれらの諸学校令は学校種別に規定されたものである。小学校は 2 段階（尋常小学校 4 年・高等小学校 4 年）となり、尋常小学校への就学を義務とした。同年 5 月「小学校ノ学科及其程度」を定めて、小学校の学科の種類、内容、時間配当などを示した。また、同年 5 月「教科用図書検定条例」が定められ、教科書は検定制度となった。

この時期の教科書として、『新撰小学地理書 卷之四 訂正/森孫一郎ほか編』（明治 21 年）、『新撰理科書 卷二上 動物編 訂正/高島勝次郎編』（明治 21 年）、『国史紀要 卷上/岡本監輔編』（明治 21 年）などを所蔵している。

明治 23 年（1890）10 月に、従来の「小学校令」を廃して、新しく「小学校令」が公布された。これは、市制町村制や府県制などによって地方制度が確立されたことに伴うものであった。

同年 10 月 30 日「教育ニ関スル勅語」が發布された。この教育勅語は徳育の基本となり、長きにわたり、わが国の教育の基本方針となった。明治 24 年（1891）11 月「小学校教則大綱」が定められた。これは明治 23 年の「小学校令」に基づいて定められたものであるが、同時に教育勅語の趣旨に基づく改正でもあった。修身について、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と述べている。小学校の修身教科書は教育勅語の趣旨に基づいてとくに厳しく検定が行なわれることとなり、修身教科書の内容はきわめて忠実に教育勅語にそって編集された。当時の小学校修身教科書を見ると、勅語の全文を各巻の巻頭にかかげているものがある。

この時期の教科書として、『高等科用皇民修身鑑 生徒用 卷之一・二/学海指針社編』（明治 26 年）、『尋常小学修身書 生徒用 卷三上/井上頼因編』（明治 26 年）、『小学校用日本地理 乙種 第一巻/金港堂編輯所編』（明治 27 年）、『小学理科新書 甲種 卷之一/学海指針社編』（明治 26 年）などを所蔵している。



『高等科用皇民修身鑑 生徒用 卷之一・二』勅語と教則大綱の徳目によって編成。

明治期の教科書は、例えば『博物図教授法』

の「^{ゼン}全^{エウ}葉^{ケイ}之^イ形^ハト云フ^ハ八^{エウ}葉^ハ形^ハノ^{コト}異^カナル^リモノヲ...

のように、旧かなづかいの文語体で、和紙を和綴じにして作った和装本である。こうした明治期の教科書を手にとってみると、当時の学校の授業風景や教育内容が偲ばれ、感慨深いものである。

【参考文献】

『近代日本教科書総説 解説編』（講談社、昭和 44 年）

『大阪府教育百年史 第 1 巻』（大阪府教育委員会、昭和 48 年）

昭和20年代の行政文書の紹介（その1）

| 名 称 | 概 要 | 作 成 時 期 |
|-----------------|---|------------------|
| 「府参事会議案原議綴」 | 終戦前後の府参事会における議案の原議を綴ったもの。予算関係の文書などが多数収録されている。 | 昭和20年度 (1945) |
| 「府会関係雑件書類」 | 府会で審議された予算案に関する文書を綴ったもの。道路修繕費起債、疎開事業起債の文書などが多数収録されている。 | 昭和20年度 (1945) |
| 「知事事務引継書」 | 戦後2代目の知事松井春夫から3代目の知事田中廣太郎への事務引継書。当時の事務状況が看取できる。 | 昭和21年度 (1946) |
| 「道路特別整備費起債一件」 | 進駐軍相互の連絡や一般交通の円滑化を図るために行った18路線の道路整備事業に関する文書を収録。 | 昭和21年度 (1946) |
| 「特別市制関係資料綴」 | 大阪市などの5大都市をその所属の府県から独立した自治的特別市とする特別市制の議論が当時盛んに行われた。本簿冊には、大阪市の特別市制実施問題に関する進言書、意見書、新聞記事などの資料が収録されている。 | 昭和22年度 (1947) |
| 「農地等解放実績報告綴」 | 大阪府内の農地解放に関する一連の文書を収録したもの。農地解放の見込面積調査報告や買収予定計画等があり、府内の農地解放の進行状況が看取できる。 | 昭和22年度 (1947) |
| 「防災気象通報連絡会一件書類」 | 台風や暴風、豪雨などによる災害防止のために、気象通報の連絡を有機的に行う組織として「近畿防災気象通報連絡会」が昭和23年10月に設立された。本簿冊には連絡会に関する一連の文書が収録されている。 | 昭和23年度 (1948) |
| 「農事試験場設立二関スルモノ」 | 大正8年(1919)10月に設立された大阪府立農事試験場に関する文書を収録。 | 昭和23年度 (1948) |
| 「農協設立認可書」 | 南河内地方の農業協同組合設立に関する一連の文書を収録。 | 昭和23年度 (1948) |
| 「雑書綴」 | 府とGHQの大阪軍政部との連絡、復興住宅建設、電気ガス税新設など様々な行政事項に関する文書が収録されている。 | 昭和23年度 (1948) |

大阪府公文書館企画展、歴史資料講座開催のお知らせ

【企画展】

『～100年前の大阪エキスポ～ 歴史資料に
みる第五回内国勸業博覧会』と題して、企画展を
開催します。

多数のご来館をお待ちいたしております。

- ◆と き 平成15年10月1日(水)
～10月30日(木)
午前9時15分～午後5時
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- ◆と ころ 大阪府公文書館 2階展示室
入場無料

なお、駐車場はありませんので、お車でのご来館はご遠慮ください。

【歴史資料講座】

歴史資料講座として「古文書講座」と「歴史講座」を開催します。「古文書講座」では、はじめて古文書に触れる人を対象に、古文書の取り扱い方や古文書解読の基礎知識を学んでいただき、当館所蔵の川中家文書(江戸時代の庄屋文書)を教材として、初心者向けの古文書解読を行います。また、「歴史講座」では、企画展で取り上げたテーマを中心に、内国勸業博覧会の変遷とその当時の大阪について紹介します。

興味や関心のある方は、ぜひ、ご応募ください。

- ◆と き 平成15年10月20日(月)
10月22日(水)
10月24日(金)
古文書講座 10時～11時
歴史講座 11時10分～12時10分
各回の講義内容は、同じです。

- ◆と ころ 大阪府公文書館 3階会議室

- ◆募集定員 各回30名(先着順)

- ◆受講料 無料

- ◆申込方法

- ・往復はがきに 住所 氏名(ふりがな) 年齢 電話番号 希望日(第3希望まで可)および返信用の宛名を明記の上、下記の住所あてにお申込みください。

- ・インターネットでも申込みができます。

<http://www.pref.osaka.jp/archives/>

- ◆申込締切 平成15年10月14日(火)
インターネットでの申込みは、
平成15年10月22日(水)
(各回定員に達し次第締切ります。)

- ◆申 込 先 〒558-0054
大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44
大阪府公文書館
電話(06)6675-5551

利 用 案 内

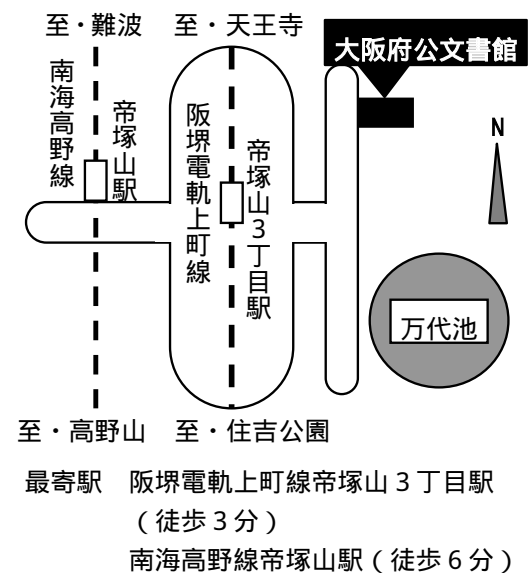
閲覧時間

- ・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

休館日

- ・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日)

公文書館は、主に府が作成・入手した公文書や資料類のうち歴史的・文化的な価値があるものを保存し、広くみなさんにご利用いただく施設です。



大阪府公文書館 大阪あーかいびず 第32号 平成15年9月1日発行

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東2丁目1-44 / TEL06-6675-5551 / FAX06-6675-5552

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/archives/>